

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【会社名】 株式会社プラコー

【英訳名】 PLACO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒澤 秀男

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048-798-0222

【事務連絡者氏名】 総務・経理部部长 山崎 正彦

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048-798-0222

【事務連絡者氏名】 総務・経理部部长 山崎 正彦

【縦覧に供する場所】 株式会社プラコー大阪支店  
(大阪府吹田市江の木町1番38号)  
株式会社プラコー名古屋支店  
(愛知県名古屋市名東区香流一丁目823番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 取締役4名選任の件

黒澤秀男、平石昌之、篠澤浄天、小沢剛司を取締役に選任するものであります。

#### 第2号議案 監査役3名選任の件

清水孝正、野崎正及び西村治彦を監査役に選任するものであります。

#### 第3号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項                            | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件 | 決議の結果及び<br>賛成割合(%) |
|---------------------------------|------------|------------|------------|------|--------------------|
| 第1号議案<br>取締役4名選任の件              |            |            |            | (注)1 |                    |
| 黒澤 秀男                           | 16,179     | 111        | 0          |      | 可決 99.1            |
| 平石 昌之                           | 16,179     | 111        | 0          |      | 可決 99.1            |
| 篠澤 浄天                           | 16,179     | 111        | 0          |      | 可決 99.1            |
| 小沢 剛司                           | 16,164     | 126        | 0          |      | 可決 99.0            |
| 第2号議案<br>監査役3名選任の件              |            |            |            | (注)1 |                    |
| 清水 孝正                           | 16,178     | 112        |            |      | 可決 99.1            |
| 野崎 正                            | 16,163     | 127        | 0          |      | 可決 99.0            |
| 西村 治彦                           | 16,149     | 141        | 0          |      | 可決 98.9            |
| 第3号議案<br>資本金の額の減少及<br>び剰余金の処分の件 | 16,171     | 120        | 0          | (注)1 | 可決 99.0            |

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の取扱いについて

本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の議決権数はすべて加算しております。